

「自動車リコール制度に関する建議」に対する国土交通省・消費者庁の対応についての 委員長談話

2011年1月14日

消費者委員会

委員長 松本恒雄

2010年8月27日に当委員会が行った「自動車リコール制度に関する建議」では、国土交通省と消費者庁に対し、2010年12月までに建議事項に対する実施状況の報告を求めています。

これに対し、同年12月27日に国土交通省、同月28日に消費者庁から、それぞれ報告がありました。

両省庁の報告からは、概ね、建議事項に前向きに取り組んでいることがうかがわれます。

本建議及びその実施状況に関する報告は、消費者に関連する行政を、担当省庁の目線からだけでなく、消費者の目線から点検して、現行制度に対する建議を行い、それにしたがって担当省庁が行政の在り方を見直し改善していく、という新しい行政の姿が実践された最初のケースです。この点で、当委員会として両省庁の対応を大いに評価します。

ただし、報告中には、当委員会の視点から見てなおフォローアップを要する事項も含まれており、それらについては当委員会の建議の意図をより明確に示す形で引き続き対応を求めていきたいと思えます。

既に行われている建議や提言に対しても、また、今後、引き続き行われることとなる建議や提言に対しても、対象とされた行政機関において真摯に対応することによって、消費者目線による消費者行政の監視を目的として当委員会が創設された意義が活かされることを期待します。そして、そのような方向に当委員会としても一層努力していく所存です。